

## 出展規約

### 出展契約、出展申込みの取り消し、契約の解除

- 主催者は出展契約に関する全ての権利を有し、出展者との調整を含む全体的なイベント開催準備を行います。
  - 出展申込みがあっても、主催者が適切でないと判断した場合、拒否する場合があります。
  - 出展契約は主催者が出展申込書を受理した時点で締結されます。
  - 出展者は本出展規定を理解、同意したうえで出展申込書を提出したものとみなします。
  - 出展者は主催者が定める期日までに小間料金を全額入金しなければならない。主催者は申込者の入金確認ができない場合は、出展契約を解除する権利を有し、これをキャンセル扱いとすることができます。
  - 出展者は前述した出展契約の締結及び小間料金の全額支払完了をもって搬入開始日から搬出終了日までの小間の使用権を有します。
  - 出展申込締切日以降、申し込み小間数の一部または全てを取り消すことを申し出た場合は、出展者によるキャンセル扱いとなり、本項で定める規定に従ってキャンセル料を支払う義務を負うものとします。
    - ・2019年12月16日（月）～12月31日（火）にキャンセルの場合：出展料の50%
    - ・2020年1月1日（水）以降のキャンセルの場合：出展料の100%
- ※年末年始を挟むためお電話での対応ができない可能性もございますので、メールにて12月31日23時59分までにご連絡いただいた場合まで50%対象となります。

### 出展物の管理と保護

- イベント会場内での出展物の保全については、主催者側で最善の保護・管理に努めますが、万一発生した火災・盗難、損傷その他の事故等についての損害負担、賠償等の責を負いかねます。
- 万一の事故に備え、出展物には保険を掛けることをお勧めします。

### 開催の変更・中止

- 主催者は天災その他不可抗力の原因によりイベントを中止若しくは会期を変更することがあります。
- 主催者はこれによって生じた出展者側の損害を補償しません。但し、イベントの開催を事前に中止した場合は、既納の小間料金の全額または一部を返還します。

### 出展規約の変更

- 主催者はやむを得ない事情があるときは、この規定の一部を変更することがあります。この場合、出展者は変更後の新規定を遵守することとします。